

令和6年7月11日
健康福祉部

報道機関各位

障害児通所支援事業者に対する行政処分について

障害児通所支援事業者に対して、児童福祉法の規定により、下記のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

1 事業者の概要

法人名 特定非営利活動法人あゆむ
代表者 理事長 色摩 和幸（しかま かずゆき）
所在地 長井市五十川5293番地の7

2 処分対象事業所

事業所名 放課後等デイサービス あゆむ じぶん らぼ ZIBUN LABO
サービス 放課後等デイサービス
所在地 長井市台町3752番地1

3 処分理由

(1) 不正行為

令和5年2月から11月までの間、一部の利用児童について、当該事業所の利用が無いにも関わらず、利用していたとする虚偽の実績記録票を作成した。

(2) 不正請求

上記(1)の虚偽の実績記録票をもとに、サービス提供の事実が無いにも関わらず、提供したものとして給付費を不正に請求し、受領した。

4 処分の概要

不正請求額 約304万円（令和5年2月～11月サービス提供分）
処分の内容 指定の一部の効力停止（対象事業所の新規利用者の受入停止6か月間）
処分期間 令和6年8月1日から令和7年1月31日

5 処分年月日

令和6年7月11日

問い合わせ先：

障がい福祉課

課長補佐（事業指導・医療的ケア児支援担当）今野

電話番号 023-630-2679

報道監 健康福祉部次長 菅原